

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747</a>

行政機構關係調查

総務第2910号

昭和44年8月22日

関係各 局長等

特選局長

琉球政府の国県事務の分離について

標記案件について 下記に於き 別冊の分離について  
表

意見をうかがいた...

記

1) この分離表は ほかき 事務・人員・組織  
部

予算の5部分よりなること。

2) 琉球政府においては 明年度に 国県事務に従い その

組織の分離を実施する意向であること。

3) 琉球政府の国県事務の分離については 先に 日米琉

総 理 府

11-3 11550kg (1000)

諮問委員会<sup>の</sup>勧告 (勧告第5号 1968.6.27)

に基づき 高等年務官の承認があることであること。

4) 意見は 9/15 期末日までに 別冊と赤ペンで 加除

訂正のうえ 一部返送の方法によること。この場合

訂正と同時に できるだけ備考等に 説明の追加

を していただければ幸いである。ほか この方法により

が難しい場合は 各冊の表紙の裏面に意見を 書き

加えること。

5) 類似県の国の機関の調べも 9/15 期末日までに  
(国の機関の調査については自治省)

同時に提出されたこと。

総 理 府

11-3 11550kg (1000) 本

44.12.1

各府庁中絶担当者あり

総理府特選局調査官

大日正造

行政機構の復帰準備に関する調査  
について(専務連絡)

(1) 先日送付した行政機構の復帰準備に関する調

査についてのJ.S. 琉球政府の行政機構の現地

調査については、各府庁の調査員により標成さ

された調査用により行なう予定である(別途連絡)。

(2) 琉球政府の国學事務の分離についての正誤

は次の通りである。

総理府

B-5 上第55号 (100枚以内)

琉球政府の国學事務の分離について

正誤表

P44

(1) 法務局

定数  
991

を

法務局

定数  
958

12,000

(2) P255

○ 企画局  
職員定数  
六四八

六四八

四六八

二三八人

を

(3) P255

○ 別表ニ  
外務局  
職員定数  
六四八

五三三

四二五

二〇八人

を

(4) P255

○ 総務  
の計  
他  
六三六

一〇八

六八

二七三

を

○ 弘済  
の計  
他  
六三六

一〇

六八

二七三

を

総理府

B-5 上第55号 (100枚以内)



(3) 標準昭圖の先機関の調について

(i) には、本邦類似品並みに各種の事務処理を行う。  
 として場合の許諾の調の標準的先機関(類似  
 果に於ける調の先機関調に記載されている機関等  
 をいう。)を作成する。従つて、許諾の持列の崩壊方式に  
 基づく機関等は、この場合を考へないこと。

(ii) 各府庁の照会事項

(i) 検査機関について(離島要素ほど)するが、  
 (法務省) (この要素を含めて案を作成し、備考  
 欄にその旨(根拠)を記入すること。)

(ii) 類似品の調の先機関の機関が参考となる  
 (佐賀等5県)  
 ないとの作成方法(気象庁) (気象台の如く、  
 台風との相関関係が深いものは、その旨の類似  
 品(鹿児島県等)を参考にして考へる。

(4) 本邦許諾の政府関係機関等調について

(i) には、各府庁と本邦及び許諾両者の機関及び  
 政府関係  
 団体等について記入作成すること。(右の許諾の政  
 府関係機関及び団体については、許諾事務所(琉球  
 政府・協力を信託)に下して亦作成すること(こ  
 れらについて) )

(ii) 加入(参加)の予定との場合には、許諾の政府関係  
 機関、団体等が、本邦の政府関係機関の一部分  
 局又は団体の構成員等となるための手続きについて  
 記入する(例として、法令改正、総会の議決等)

(5) 本邦の法令の適用準備に内すの調べについて

(1) この調べは、各府庁と各府庁管の法律(支庁を含む)について作成する。

(2) 欄には、<sup>該法</sup>沖繩の法令の名称を直接記入して記入する。

(3) 一つの法律で、内容により D、E、F、G、H 等

各段の措置が重要な場合は、その旨(〇を各

欄に記入)記入し、その内容を備考欄に記

入する。なお、備考欄に書く切れない場合

は、別紙として備考欄の頁を追加して作成する。

(6) 連絡は、(581)2361 (内)249、又は(581)1027

大田あてして下さい。

別紙を添付する

44.12.18

各府庁沖繩向題担当官殿

(沖繩専務所援助業務課長)

総 理 府 特 殊 局 調 査 官

大 田 正 道

琉球政府公務員給与調査及び

沖繩の公共施設状況調査等に関

して(事務連絡)

総特チ42/8号 昭和44年12月11日付の

通達中 琉球政府公務員給与調査及び

沖繩の公共施設状況調査の様式は宛

在印刷中であり、12月23日か24日に到

達送付する。この際、事務連

絡します。

44.12.22

各省庁沖縄問題担当あり

総理府特選内閣参事大田正徳

琉球政府公務員給与調査の沖縄の  
公共施設状況の調査について(事務連絡)

(1) 琉球政府公務員給与調査

(2) 2の調査は、琉球政府が給与について取員が

調査調査に基づき集計を行う。沖縄事務所が

検査を1ヶ月以内に行う。(結果は各省庁配付)

(3) 2の調査の目的は、復帰後に付与琉球取員の

身分引継ぎに付与給与措置の方針の作成のための

資料とするものである。

従って、人事院と協同して各省庁に

総 理 府

B-5 上第55号 (100枚以内)

あふれれば、細部は検訂され、修正を要し、削除

訂正を願うこと。

(2) 沖縄の公共施設状況の調査

(1) この調査は、琉球政府が行う。沖縄事務

所の検査を1ヶ月以内に行う。(結果は各省庁

配付)

各公共施設の

(2) 2の調査は、沖縄の行政水準の状況を見出し

帰

意図を明らかにし、復帰作業の参考資料とする。

は意味が重要である。

従って、この調査表に記されている、裁判所

檢察部職員等については、他の

追加訂正を要する。

総 理 府

B-5 上第55号 (100枚以内)



(3) 本省庁の  
 2の調査表に対する意見を含めて 明年11月の  
 現地調査で、琉球政府、沖縄事務所と協  
 力の細部について打合せを行なうこと  
 である。<sup>3~4月</sup>(現地調査の調査期内は協力を要する)  
 なお、2の協力の調査は、現地の人員等の事情  
 を考慮して回数と金額を調整してはならない  
 こと、その旨を含め、その旨を検討  
 する。  
 (4) 免許資格の一体化について  
 免許資格の一体化については、指図状況一覽表  
 のとおりであるが、公務員(身分)維持の2を  
 示す。  
 以上を附して、法務省(法務)、農林省(農林)

等について新玉の一体化をすべし  
 ありと考へられたり、検討していただく。  
 (5) 現地調査  
 漁獲人数量について、御意見はありと思  
 われます。この度の調査については、その旨  
 を検討して、(その旨を)本省庁  
 (文部、厚生、農林等)について、その旨  
 をその取組と調査に協力するよう、その旨  
 について。  
 従って、現地調査の内題等を整理して、その旨  
 については、調査作成に関係する現地の収集(その  
 様式)  
 について、その旨を決定していただく。

なお、国営分譲 公社団体等の相営については、

相営程度 現地に於いて準備が進んでいるので、

その真に相営スイズは進むと思つてゐる。  
(の調査)

以上、予談を終つておしまふので、よろしくお願ひ

しやう。

北米才一課長

琉球政府公務員給与調査及び  
沖縄の公共施設状況の調査について

44.12.26  
米北一(吉川)

今般、總理府特連局より <sup>公信</sup> ~~事務連絡~~ として  
(別添1)、明年早々琉球政府及び琉球

政府公務員給与調査(記入要領 別添2、  
調査要綱 別添3)及び沖縄の公共施設

状況調査(記載要領 別添4、調査  
要綱 別添5)を実施すべきの予定であることを、

上記調査表に對する各省庁の意見も含めて  
明年1月現地調査を行うこと、琉球政府

及び沖縄事務所と実施の細部について  
打合せを行うこと、考案の旨通報越前といたし

給与関係省庁の検討を要請越前した。

特連局に於いて、本省は本件調査には  
直接関係のないこと、上記調査実施の事

實に承知願之申付宜いこととすこと  
の事、即参考まで申し添えます。

又、別添1の公信 <sup>(44)</sup> ~~(事務)~~ を申し越し、  
調査員派遣について、本省は至る必要のない

ことを考へます。如何にせよ、お伺いします。  
調査結果の報告と致すべくと申す所は、

吉川(吉川)

特連局大田調査官に電話連絡す

44.12.27 (吉川)

アメリカ州及び  
参事官  
北米第一課長

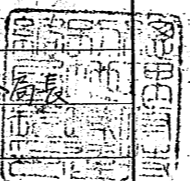
別紙1

総持第 4218号

昭和 44年 12月 11日

外務省事務局長殿

総理府特別地域連絡局長



琉球政府公務員給与調査及び  
沖縄の公共施設状況調査等について

標記について 下記のとおり御配意願いたし。

記

1) 琉球政府職員給与実態調査要綱及び沖縄の

公共施設状況調査要綱(別紙)について 1月10日

までに貴省庁の意見をいただきたい。なお意見の送付

にあたっては 様式の追加については 追加様式作成

のうえ 訂正については 具体的に訂正箇所を

改正のうえ 文書により提出されたい。

要  
首  
長  
参  
事  
官  
北  
米  
第  
一  
課  
長



総 理 府

B-5 上質55号 (100枚天のり)

(2) 先に送付した 行政機構の復帰準備に関する

調査について (昭和 44年 11月 26日付総持 4027号

以下「通知」という。)に 別紙の様式(別紙I)

を追加する。なお通知中 琉球政府の国県事務

の分離について 及び 沖縄及び本邦の政府関係

機関等調査は その提出期限を1月末日とする

(3) 本邦と沖縄の免許資格の一体化措置については

現在別紙IIの状況にあるが これは復帰時における

公務員の身分引継ぎ等に重要な関係があると思わ

れるので 貴省庁所管の免許資格のうち 未だ一体化

の措置のとらぬところについては 1月末日までに

貴省庁の意見を 別紙様式で送付されたい。

用印簿に捺印済

おまじ

総 理 府

B-5 上質55号 (100枚天のり)

(4) 沖縄の行政機構の復帰準備に因る調査団  
調査要綱 (別紙Ⅲ) により 明年1月に現地  
調査を行なう予定であるが 貴省庁の調査員を  
12月末までに連絡 (電話連絡でも可) するともに  
先に通知をもって依頼した調査等につき 現地  
調査により 解明する必要のある点を整理して  
お知らせいたす。

おまかせいたします。

(別紙工) 特別事情による国の出先機関について (省・庁名)

出先機関	出先機関の内部機構	定数	主な所掌事務	備考 (作成の根拠)

注 1. この表は 標準的国の出先機関には該当しないが、沖縄の特別の事情を考慮して設置することが必要と考えられる国の出先機関を記入すること。(例えば 建設事務所 (建設省)、通産事務所 (通産省)、国立青年の家 (文部省) 等)

2. 内部機構は 課相当まで記入すること。定数及び主な所掌事務についても 課相当まで記入すること。なお、備考は、別紙にもよること。

3. この調査は 昭和45年1月末日までに完了す<sup>べき</sup>こと。府

(別紙Ⅱ) 本邦と沖縄の免許資格の一体化措置 (省庁名) について (記載例)				
免許資格	措置	法令改正	条件	備考
〇〇〇〇	復帰前に沖縄の免許資格を本邦の免許資格と認めたい	暫定法の一部改正が必要である。		〇〇 国会で暫定法の一部改正を希望する。
〇〇〇〇	復帰前に沖縄の免許資格を本邦の免許資格と認めたい。	省令の改正が必要である。	講習と条件と した。	省令改正及び講習は 明年度中に実施したい。
〇〇〇〇	〇〇〇〇試験を 沖縄で行いたい。	暫定法第17号の政令で 定める必要がある。 など。		昭和46年度に係る 〇〇〇〇試験から実施 したい。
〇〇〇〇	復帰前には一体化の 措置はとらないが 復帰の時点で暫定 措置をとる。	立法措置が必要 である。		復帰後2年間沖縄において 〇〇〇〇師としての営業を 認めよう。

注(1)の表で 暫定法とは「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法」をいう。  
 (2) この表には国家公務員試験の既修検定試験を記入すること。

(1) 本邦と沖縄の免許資格の一体化措置

項 目	現在沖縄において類似又は同種の免許資格に係る試験等のあるもの	一体化のための措置		政令、省等による(2)の措置	本邦の関係省庁	備 考
		暫定法による措置 沖縄において本邦の試験等を実施するもの(1)	沖縄の免許資格者に本邦の免許資格を認めるもの(△は受験資格のみを認める)(2)			
司法試験	○	○	—	—	法 務 省	資格に格差がある
土地家屋調査士試験	○	○	○	—	"	
公認会計士試験	○	○	○	—	大 蔵 省	
税理士試験	○	○	○	—	"	講習が条件
通関士試験	○	—	—	—	"	行政上の必要がない
高等学校教員資格試験	(柔道、剣道、計算実務) —	—	—	—	文 部 省	制度がない
栄養士試験	○	—	○	—	厚 生 省	
管理栄養士試験	—	○	—	—	"	制度がない
医師国家試験	○	—	—	—	"	対象者がなく、資格に格差がある
歯科医師国家試験	○	—	—	—	"	"
保健婦国家試験	○	○	—	—	"	資格に格差がある
助産婦国家試験	○	○	—	—	"	"
看護婦国家試験	○	○	—	—	"	"
診療エックス線技師試験	○	—	—	—	"	対象がなく、資格に格差がある
衛生検査技師試験	○	—	—	—	"	"
理学療法士試験	—	—	△	—	"	制度がない(但し受験資格のみを認める)
作業療法士試験	—	—	△	—	"	" ( " )
火薬類保安責任者試験	(甲種及び乙種製造) ○	—	○	—	通 産 省	実益がない
高圧ガス作業主任者試験	(甲、乙種化学及び機械) ○	○	○	—	"	
電気主任技術者国家試験	1.2種冷凍機械) ○	○	○	—	"	講習が条件



(2)

ガス主任技術者国家試験		○	○	—	通産省	資格に格差がある
熱管理士試験		—	—	—	"	制度がない
中小企業診断員試験		—	—	—	商工会議所 実 施	"
海技従事者国家試験		○	○	○	運輸省	"
自動車整備士技能検定		○	—	—	"	実績に乏しい
衛生管理者試験	船舶関係	—	—	—	"	制度がない
海事代理士試験		—	—	—	"	"
通訳案内業試験		—	—	—	"	"
救命艇手試験		○	—	—	"	"
水先人試験		○	—	—	"	行政上の必要がない
航空従事者技能証明		—	○	—	"	"
運航管理者技能検定		—	—	—	"	制度がない
無線従事者国家試験		○	○	○	"	"
電話交換取扱者試験		○	—	○	郵政省 電 公 社 実 施	実益がない
電話工事担当者試験		○	—	○	"	"
不動産鑑定士(補)試験		—	—	—	建設省	制度がない
建築主事資格検定		○	○	○	"	"
1(2)級建築士試験		○	○	○	"	"
測量士(補)試験		○	○	○	"	講習が条件
専門技術員資格試験		—	—	—	"	"
林業専門技術員資格試験		—	—	—	農 林 省	資格の内容に相違がある
水産業専門技術員資格試験		—	—	—	"	"
農業改良研究員資格試験		—	—	—	"	"
司法書士試験		○	—	—	法 務 省	法令上の措置を要しない

(3)

理容師試験	○	—	○		厚生省	試験実施をしていないのは、本来都道府県単位で行なわれるものであるから
美容師試験	○	—	○		〃	〃
クリーニング師試験	○	—	○		〃	〃
調理師試験	○	—	○		〃	〃
保母試験	○	—	—	○	〃	〃
毒物劇物取扱者試験	○	—	—		〃	資格に格差があるため
電気工事士試験	○	—	○		通産省	〃
高圧ガス作業主任者試験	(化学三種、冷凍機 械三種、販売第 種、第2種) ○	—	○		〃	〃
集材架線技師試験	○	—	—	○	労働省	〃
運材架線技師試験	1級、2級 ○	—	—	○	〃	〃
揚貨装置運転士試験	○	—	—	○	〃	〃
溶接士試験	○	—	—	○	〃	〃
クレーン運転士試験	○	—	—	○	〃	〃
デリック運転士試験	○	—	—	○	〃	〃
ボイラー試験	○	—	—	○	〃	〃
特別ボイラー溶接士試験	○	—	—	○	〃	〃
普通ボイラー溶接士試験	○	—	—	○	〃	〃
エックス線作業主任者試験	○	—	—	○	〃	〃
衛生管理士試験	○	—	—	○	〃	〃
技能検定	○	—	—	○	〃	実績が乏しいから
職業訓練指導員試験	○	—	—	—	〃	〃
宅地建物取引主任者資格試験	○	—	○		建設省	講習が条件
准看護婦試験	○	—	—		厚生省	実績が乏しいから
あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師試験	○	—	△		〃	あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師のみに受験資格を認める
歯科技工士試験	—	—	—		〃	制度がないから
高圧室管理者免許	○	—	—	○	労働省	〃

(4)

潜水士免許	○	—	—	○	労働省	
発破技師免許	○	—	—	○	"	
家畜人工授精師試験	○	—	—	—	農林省	資格の内容に相違がある
改良普及員資格試験	—	—	—	—	"	"
林業改良普及員資格試験	—	—	—	—	"	"
水産業改良普及員資格試験	—	—	—	—	"	"
行政書士試験	○	—	○	—	自治省	
危険物取扱主任者試験	○	—	○	—	消防庁	講習が条件
消防設備士	—	—	—	—	"	制度がないから
社会保険労務士試験 (勸告外) 7.7件	—	○	○	—	労働省 厚生省	弁護士等を認めるものである
		18件	27件	<sup>13</sup> 42件		

(注) (1) 司法試験より農業改良研究員資格試験まで及び社会保険労務士試験は、本土において大臣又はそれに準ずる機関が実施している試験であり、司法書士より消防設備士までは、都道府県の機関又はそれに準ずる機関が実施しているものである。

(別紙Ⅱ) 沖縄、行政機構等、復帰準備に因り、調査用調査要領

(1) 目的

琉球政府の行政機構等の基礎的調査を行なうことにより、沖縄の本土復帰に伴う復帰準備のための作業に資することを目的とする。

(2) 期間 昭和45年1月 日より同 月27日10日頃

(3) 構成員

(1) 団長 総理府特選局 (未定)

(2) 団員 (原則として部長補佐相当者として充てる。)

総理府 法務省 大蔵省 文部省 厚生省 農林省

通産省 郵政省 防衛省 建設省 自治省

警察庁 防衛庁 経済企画庁 行政管理局 人事院

各1名

計17名(団長を含む。)

(3) 調査団の行方調査の補佐については、沖縄専務庁援助業務課が当たる。

総 理 府

(4) 調査要領

(1) 調査要領は、総理府警備局より配付する様式等による。

(2) 調査方法は、琉球政府各局長及びその顧問等と現地視察  
の両者を用いる。

(3) 調査対象となる琉球政府の各局長及び各局長の副官は別添付による。

(5)

総務局、企画局、立法院

総理府、大蔵省、自治省、

人事委員会、会計検査院

経産省、行院庁、人事院

主税局

大蔵省、自治省

防務局、裁判所、検察庁

法務省、防行庁

農林局

農林省

通産局

通産省、運輸省、郵政省

厚生局

厚生省

建設局

建設省

防行局

防行省

教育局 (大学を含む)

文部省

警察本部

警察庁

(5) 調査内容

(i) 琉球政府の機能分析のための琉球政府機構の調査

(ii) 統合準備のための琉球政府関係機関団体等の機構の調査

(iii) 本土法令適用準備のための琉球法令の調査

(iv) 公務員身分引継のための調査の検討

(v) 沖縄の各種行政施設等の調査の検討

(6) 調査報告

(i) 総理府特達局より配付された調査様式等の訂正又は作成を行うための日程で総理府特達局に報告する。...

(ii) 琉球政府の国庫事務の分離について 11月末日

(iii) 標準的国の本元機関について 1月末日

(iv) 特別事情による国の本元機関について 1月末日

(v) 沖縄及び本邦の政府関係機関団体等調査 11月末日

(vi) 沖縄の本土復帰に際しての本土法令の適用準備に關する調査 2月末日

(vii) 沖縄の本土復帰に際しての本土法令の適用準備に關する調査 2月末日

(viii) 沖縄の本土復帰に際しての本土法令の適用準備に關する調査 2月末日



移住課長 旅券課長 北米一課長

行政機構に係る復常準備に用いた調査について

44.12.15  
米北一

今般総理府より別添1/1月26日付總務  
米4027号のとおり、沖縄の復常に伴う旅

券の一環として準備すべき国県事務の分離等  
に用いた資料を作成した。用係省庁に

おいて検討の上、白紙加除訂正と要約要が  
あつた連絡文の旨を要請した。

ついで、取敢えず12月末までの回報を  
要請した。「琉球政府の国県事務の分離に

ついて」を本局付する。訂正と要約の  
あつた、該当箇所は朱書の上、米北一

(吉川、月線445)に即送願いたい。

44.12.25  
移住課

琉球政府予算移住事業費について

琉球政府が行なっている移住事務の

性質からいってその殆んど全部は県の

事務に相当する支出であると ~~思われる~~。

(琉球政府が国の移住事務を行なうことは

互換性がない。琉球移住公社は海外移住

事業団に統合して、琉球政府の移住関係

在外駐在員はすでに廃止されている。)

琉球政府の国県事務の分離について」に云う



移住事業費 24,248 千円のうち  
 3,924 千円 は国の補助金である。  
 即ち 総理府主管の下に沖縄財政援  
 助金「移住振興の援助に必要な経費」と  
 して本土における 46 都道府県に対する  
 移住事務に関する補助金に相当するものと  
 して ~~計~~ 1,419 千円 (3,924 千円) を  
 援助している。  
 なお 実際に沖縄が返還される時は  
 日本政府の「沖縄県」に 対する 移住事務の  
 補助金の 態様は、本土 都道府県に

対するものと同様のものとすべきであるが、  
 沖縄の特殊性により 必要とされる 特別措置に  
 ついては 別途検討を要する。

旅券課長

官房書記

移住課長

北米一課長

行政機構に係る復帰準備  
用事調査に付

45.1.21  
米北一

總理府、別紙 11月26日付總務部4027  
にも、標記9件に用い回報を要請あり

と、同府公信中(2)の「貴省の沖繩に  
おける出先機関」に付、標準的機構案の

作成、及び(4)の「沖繩及び本部の政府機  
関等調査」に付、1月末までに回答を

要あり。  
当省(2)に付、該省は、また(4)に

付、当省が所管する海外移住事業の  
沖繩事務所におき、本件調査は復帰

に伴う統合準備のために行なう基礎資料

GA 6

資料  
整理  
第一

中絶  
海外移住  
機関の  
設置に  
付、本  
省の  
出先  
機関

であり、沖繩の復帰と付、(別添2、(3)(6)参照)も考慮され

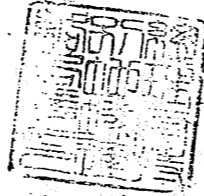
付、当省関係に該省は、  
付、旨回答付に付、

GA 6

総特第 4027 号  
昭和 44 年 11 月 26 日

日本政府沖縄事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長



行政機構に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付総特第2910号をもつて意見を求めた琉球政府の国県事務の分離に関する調査について、別冊のごとく整理したので、類似県の国の出先機関調及び類似県の機構調とともに送付する。

なお、標記について下記により検討するので、よろしく願います。

記

(1) 琉球政府の国県事務の分離（別冊）について、なお加除訂正を要する場合は、前回と同じ方法で12月末日までに連絡願いたいこと。

(2) 琉球政府の行なり国県事務の分離実施については、次の点に留意して琉球政府を助言されたい。

(イ) 琉球政府の国県事務の分離の実施により、定員の増は行なわないこと。

(ロ) 琉球政府の国県事務の分離の実施により、行政能率の低下が生じないようにすること。

(3) 沖縄県の標準的機構（案）の作成については、別紙により琉球政府の協力をえて、貴職において作成し、月末日までに提出されたい。なお詳細については別添昭和44年11月26日付総特第4027号(2)によること。

(4) 別添復帰時における本邦の法律の適用に関する調べについては2月中に、また沖縄及び本邦の政府関係機関等の調べについても12月末日までに、琉球政府の協力を得て、貴職において作成し提出すること。

(5) 各省庁職員による現地調査等については別途連絡すること。

別添 /

標準的国の出先機関について (省・庁名)

出先機関	出先機関の内部 <sup>(機構)</sup>	定数	主な所掌事務	備考(作成の根拠)

- (注) (1) 内部機構は、課相当まで記入すること。  
(2) 定数及び主な所掌事務についても、課相当まで記入すること。  
(3) 備考は、別紙としてもよいこと。

総 理 府

標準的沖縄県の機帯について

部・委員会・各会等	内部機帯	定数	主な所掌事務	備考(作成根拠)

- (注) (1) この表は、沖縄事務所が琉球政府の協力を得て作成するものであること。  
 (2) 内部機帯は、課相当まで記入すること。  
 (3) 定数及び主な所掌事務についても、課相当まで記入すること。  
 (4) 備考は、別紙にしてもよいこと。

別添 2

沖縄及び本邦の政府関係機関等調

昭和44年10月1日

関係省庁(琉球政府)	政府機関等	根拠(法令)	機能(目的)	事務所

総 理 府

執行機関	議決機関	加入(参加)の手續	備考

総 理 府

- (注) (1) 機能(目的)については、定款又は法令の目的規定等により記入すること。
- (2) 事務所については、主たる事務所と従たる事務所を記入し、主たる事務所については、その所在地等を記入すること。(例 事務所(主)東京都 (従)都道府県の県庁所在地#6)
- (3) 執行機関、議決機関については、その構成について記入するとともに、選任の方法についても簡潔に記入すること。なお、議決機関については、合議制の諮問機関も記入すること。
- (4) 備考には、他の欄の記入では充分理解のつかないと思われる点について説明を記入すること。
- (5) この調は、関係各省庁及び沖縄事務所ともに、本邦の政府機関のみならず、沖縄の政府機関等についても記入することとし、沖縄事務所は民政府関係機関(開発金融公社等)も記入すること。
- (6) この調は、琉球政府関係機関と本邦の政府関係機関との、復帰に伴う統合準備のために行なう基礎資料であるので、沖縄の復帰とまったく関係のない本邦の政府機関等は、記入する必要がない。
- (7) この調の目的からみて、調査の対象となる政府関係機関等とは、琉球政府の場合でいうと、民政府関係機関(開発金融公社、電力公社、水道公社)、琉球政府関係機関(大衆金融公庫、農林漁業中央金庫、下水道公社、土地住宅公社、観光開発事業団、電々公社、放送協会)、公益法人(育英会、私学振興会、学校宿舍会、社会福祉協議会、医師会、農業協同組合、労働金庫、商工会議所、生産性本部、信用保証協会等)である。



秘密表示(朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付		52	
既			

発送日 昭和45年2月2日  
 処理日  
 発信 16 タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号 米北 第 40 号	公信日付 昭和 45年1月31日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長
協議先	起案 昭和45年 / 月 / 日 起案者 吉川 電話番号 445

受領者 総理府特別地域連絡局長

発信者 アメリカ局長

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 行政機構に係る復旧準備に関する調査について

本件取り及らば口野の連絡が( )

米北才 40号  
昭和45年1月31日

総理府特別地域連絡局長殿

外務省アメリカ局長

行政機構に係る復旧準備に関する調査について  
 昨年11月26日付貴信総特才4027号に付し、  
 冒頭貴信の(2)当省の沖縄における出先機  
 用に関する、標準的機構案の作成及び(4)  
 沖縄及び本邦の政府機関等調査について、  
 当省は伺いし該案の(1)及び(2)の  
 二に示知せしむ。

移住課長  
官房書記官 旅券課長 北米一課長

沖縄、本土復帰に伴い、本土法の適用  
準備に用いた調査について

昭和25年  
米北/

先般総理府より、沖縄、本土復帰に伴い  
諸措置に用い、一連の調査方を請越し(昭和25年  
別添)

11月26日付特達局長宛官房長より公信總特  
達4027号(即参照)、本省におきても逐次

回答してまいりました。本件本土法適用準備に  
ついては回答が必要であります。

つきまして、本省関係法令につき、別紙  
調書四当該箇所には記載せず、即記入の

上(記載のもの以外で回報を要するものは、或  
せて即記入ありたい。)北米一課(吉川)

内線445)に即返却願いたす。

本信コピーを付し、関係各課に依頼することとした(吉川)

なお、記入要領については別紙調書  
11/10-25に即参照ありたい。

追って、別添総理府公信より提出  
期日は2月末となつてまいりました。遅小でも

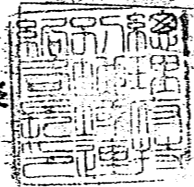
差支のない様につき、念のため。

総特第 8027 号

昭和 47 年 11 月 26 日

外務省大臣官房長殿

総理府特別地域連絡局長



行政標榜に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付総特第2910号をもつて意見を求めた琉球政府の国県事務の分離に関する調査について、別冊の如く整理したので、類似県の国の出先機関及び類似県の標榜等とともに送付する。

なお、標記について下記により検討したいのでよろしくお願ひしたい。

記

(1) 琉球政府の国県事務の分離(別冊)について、なお加除訂正を要する場合は、前回と同じ方法により、12月末日までに連絡願いたいこと。(処理済み)

- (2) 復帰後沖繩に設置すべき国政機関についての検討資料としたので、各省庁の沖繩における出先機関について、標準的標榜案を作成して、1月末日までに提出されたいこと。(別紙様式)なお県については、琉球政府の協力を得て、日本政府沖繩事務所において作成するものとする。この場合標準的標榜とは、(1)本邦の現行法令を基礎とすること。(2)現時点における本土の沖繩類似県の国の出先機関との均衡を考慮して作成することを意味する。従つて現在沖繩において実施されていない行政等についても考慮すべきであるが、復帰後における沖繩の特別な開発方式に伴う標榜等は考慮しないものとする。 (処理済み)
- (3) 別添の復帰時における本邦の法律適用に関する議については、2月末日までに提出されたいこと。
- (4) 別添の沖繩及び本邦の政府関係機関等の議を、12月末日までに提出されたいこと。 (処理済み)
- (5) (2)、(3)及び(4)については、各省庁の意見を総理府で整理した上関係各省庁と更に検討を続ける考えであること。
- (6) 各省庁職員による現地調査等については、別途連絡すること。なお別紙のとおり沖繩事務所に通知したので、参考のため添付する。(処理済み)

官務書記官 移住課長 依巻課長 北米第一課長

沖縄、本土復帰に伴い、本土法の適用準備に用いた調査について

45.2.25 北米/

先般総理府より、沖縄の本土復帰に伴い、諸措置に用い、一連の調査方を請越し(44年別添)

11月26日付特達局長発官房長あて公信(總持第4027号、御参照)、本省におきても逐次

回答してまいりました。本件本土法適用準備につき回答の要ありません。

つき、本省関係法令につき別紙調書由該箇所にかのり、御記入の上

(記載のもの以外で回報を要する場合は、お寄せし御記入ありたい。) 北米/課(吉川)

内線(445)に御返却願いたす。

調査の事由



本信のこびり付し、関係各課に伝達

なお、記入要領につき、別紙調書11/10-25を御参照ありたい。

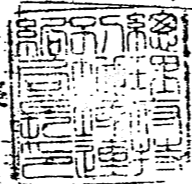
追って、別添総理府公信より提出期日は2月末とあり、御注意を

差支えのないよう、念をうけて。

総特第 9047 号

昭和 47 年 11 月 26 日

外務省大臣官房長 殿



総理府特別地域連絡局長

行政機構に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付総特第2910号をもって意見を求めた琉球政府の国果事務の分館に関する調査について、別紙の如く整理したので、該復元島の国の出先機関及び該復元島の機関とともに送付する。

なお、標記について下記により検討したいのでよろしくお願ひしたい。

記

(1) 琉球政府の国果事務の分館(別府)について、なお加除訂正を要する場合は、前面と同じ方法により、12月末日までに送付したいこと。(処理済)

(2) 復帰後沖繩に設置すべき国政機関についての検討資料として、食糧庁の沖繩における出先機関について、標準的機構案を作成して、1月末日までに提出されたいこと。(別紙様式) なお県については、琉球政府の協力を得て、日本政府沖繩事務所において作成するものとする。この場合標準的機構とは、(1) 本邦の現行法令を基礎とすること。(2) 現時点における本土の沖繩復興島の国の出先機関との均衡を考慮して作成することを意味する。従つて現在沖繩において実施されていない行政等についても考慮すべきであるが、復帰後における沖繩の特別な開発方式に伴う機構等は考慮しないものとする。 (処理済)

(3) 別添の復帰時における本邦の法律適用に関する調査については、2月末日までに提出されたいこと。

(4) 別添の沖繩及び本邦の政府関係機関等の調査を、12月末日までに提出されたいこと。(処理済)

(5) (2)、(3)及び(4)については、各省庁の意見を総理府で整理した上関係各省庁と更に検討を続ける考えであること。

(6) 各省庁職員による現地調査等については、別途連絡すること。なお別紙のとおり沖繩事務所へ通知したので、参考のため添付する。(処理済)

官房書記官 移任課長 旅券課長 北米第一課長

沖縄、本土復帰に伴い、本土法の適用  
準備に用いた調査について

昭和25年  
米北1

先般総理府より、沖縄の本土復帰に伴い  
諸措置に用い、一連の調査方を請越し(昭和  
副課)

11月26日付特達局長発官房長あて公信總特  
達4027号(即参照)、本省にあつても逐次

回答してゐると、本件本土法適用準備に  
ついても回答が要あり。

ついで、本省関係法令にても別紙  
調書の協該箇所にかつても即記入の

上(記載のもの以外で回報を要するものは、あ  
せ即記入ありたい。)北米1課(吉川

内線445)に即返却願ひたい。

GA 6

外務省

387

なお、記入要領にてもついで別紙調書  
11/26に即参照ありたい。

追つて、別添総理府公信に提出  
期日は2月末とついでゐる。速水も

差支ない趣にても、念のため。

GA 6

外務省

本信に付し、用係を課に依頼するにても

司外務省

アジア局長  
参事官

地  
法  
令  
班

中国課

北米第一課

沖縄復帰に伴う外務省関係法律

(在外公館等借入金の確認(南)

法律関係)

中国課

4.5.13

沖縄については、従来日本政府沖縄事務所  
を經由して確認請求をおこなってきたこと  
が、それなので、沖縄本土復帰後については、

法律施行令第二条一項中の「在在し  
硫黄島若しくは、伊平屋島、又は、北緯  
二十七度以南の南諸島(大東諸島を含む。)

(以下「沖縄」という。)に住所又は居所を  
有する者については、沖縄事務所  
事務所長及び総理府特別地域連絡局長  
を經由する」と削除される。

附 119

藤原 課長

官途参事官  
官房書記官

45. 3. 19

公共  
信託  
と

北米課長殿

拓務課長

藤原 課長  
北米課長

沖縄の本土復帰に伴う 拓務関係法令の適用  
に関する調査照会 127112

総務府から照会あり。標記に關し、拓務法及び  
拓務法の特例に關する法律(以下「特例法」と略す)

127112付、他の法令と異なり、次の如き事情にあること  
仰承知下す。

1. 拓務法は、現在既に沖縄に施行され(昭和  
42年9月16日以降)、本土復帰にともなう沖縄  
に適用されるものではない。

2. ~~但し~~、沖縄に於いて拓務法を全面的に  
適用するに際し、沖縄に施行するに必要となる程度

2「特例法」を適用する。

3. 従って、沖縄の本土復帰の際に、特例法は  
直ちに廃止し、拓務法が全面的に適用されること

となる。

4. 特例法廃止の際に、従前の処分及び手続  
の効力を継続して認めること及び「特例法」は

拓務法の効力に關する事項等につき、「特例法」を廃止  
する法律に於いて、経過措置を定める必要がある。

5. 現在沖縄に於いては、ゆがたの拓務法に對する  
法制として「琉球住民の渡航管理」等の琉球法令

が存在するが、この琉球法令の基礎に、米政府が  
発行した旅行文書の効力をどのように評価するかは、

出入国管理の問題である。



5. 外務省といたし、米政府の旅行禁止の琉球住民への  
 日本人に対し旅行の旅行支費を本土復帰後にか  
 日本旅客に相当する取扱いとし、法別上  
 支費は22,115円

4月8日

各府庁沖縄問題担当官まで

(復帰準備対策に関する調査担当官まで)

総理府特別地域連絡局

調査官 太田正造

(587)2361 (内249)

復帰準備対策に関する調査について

(事務連絡)

標記について先に総特4027及び総特4218

を以てお願いいたします。

(1) その後同通知中、琉球政府の機能分析、公  
社公庫等政府関係機関調査及び児童寄附金の  
処理状況調査は、すべて関係府庁から報告が  
ありましたので、現在印刷中であります。

(印刷の)を配付いたします。

(2) 次に標準的国の主要機関(特別事情によるものを  
含む)及び標準的県の機構については、事務  
大蔵、農林運輸及び沖縄事務所(県の機構)  
が未提出の状況にあります。

総 理 府

B-5 上頁55号 (100枚天のり)

(3) 本法の適用準備に関する調査は、通産、建設、  
警察、経企等の府庁は提出済みであり、その他の  
府庁は未提出の状況です。

なお、琉球政府側の本法の適用準備に関する  
調査は、沖縄事務所の手配により、4月中に作業  
を一旦終了予定であります。(この作業は整理印  
刷の)を配付いたします。

(4) 本法の適用準備に関する調査については、至急  
提出されるよう努力して下さい。(4月20日までに  
結論がないものは、検討中と記入されたもので結構  
ですから提出して下さい。) 整理印刷の)を配付す  
べしです。

(5) 国の主要機関等の調査については、類似並みの  
処理を行う)として場合の仮定に立つての作業です  
が、各府庁の案に精確の差はあり、又未  
提出の府庁もあり、いまだ充分な資料は作成され  
ない状況です。相違点内訳がわかると思わ  
れます。

総 理 府

B-5 上頁55号 (100枚天のり)

(6) 公務員の給与調査及び公共施設の調査については、現在琉球政府において作業中であり、公務員福利制度調査(4月13日~17日)の調査のさい、これらの調査の進行管理も行うとしたいです。

公務員の給与調査結果は6月中旬、公共施設の調査は4月末日に提出を予定します。

(これらの調査結果を別紙します。)

(7) これらの調査結果の取扱いについては、これをいかに行政部会において討論せしめようか、今後と行政部会等において討論せしめることになると思っています。

以上、事務連絡は済むので、作業の促進方についてよろしいお願いいたします。

秘密表示(未印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	2	3
付	3のち		
属			

昭和45年4月26日  
 発送日  
 処理日  
 発信タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 米北1第192号 公 信 昭和45年4月18日  
 番 号 日 付

大臣 菅 首相  
 政務次官  
 事務次官  
 外務審議官  
 外務審議官  
 官房長

主管  
 アメリカ局長  
 参事官  
 北米第一課長

起案者 吉川 電話番号 445

協議先  
 官房総務参事官  
 官房書記官  
 法令班

受信者 総理府特別地域連絡局長  
 発信者 アメリカ局長

写送付先 (希望発送日)

件 名  
 行政機構に係る復帰準備に関する調査について

GA-2 1 75 外務省 回覧番号 612

米北1第192号

昭和45年4月18日

総理府  
特別地域連絡局長殿

外務省アメリカ局長

行政機構に係る復帰準備に関する調査について  
 昨年11月26日付貴信總特決4027号に關し  
 冒頭貴信(3)「中絶の本土復帰に伴う本邦  
 土法の適用準備に関する調査」について、本省  
 関係法令につき次のとおり回答します。

記

1. 旅券法及び旅券法の特例に関する法律  
 別添調査表(105A-V)に記載のとおり。

GA-4

外務省

なお、旅券法及び旅券法の特別に関する法律（以下「特別法」と略す）については、他の法令と異なり次のような事情がある。

(1) 旅券法は、現在すでに沖縄で施行されている（昭和42年9月16日以降）、本土復帰にともなって始めて沖縄に適用されるものである。

ただし、沖縄においては、旅券法をそのまま全面的に適用することによって沖縄で施行するに必要の限度で特別法が定められている。

(2) 従って、沖縄の本土復帰の際は、特別法は直ちに廃止され、旅券法が全面的に適用されることとなる。

(3) 特別法廃止の際は、従前の文書

及び手続の効力を継承して認めるとして特別法に於ける旅券の効力を廃止する法律等に基づき、「特別法を廃止する法律」において経過措置を定める必要がある。

(4) 現在沖縄においては、米国の旅券法に対応する法制として、「琉球住民の渡航管理」等の琉球法令が存在するが、これら琉球法令に基づき、米民政府が発行した旅行文書の効力を認め、その詳細については、出入国管理の問題である。

(5) 当省としては、米民政府が琉球住民である日本人に対して発行した旅行文書を本土復帰後において日本旅券に相当するものとして取扱うこととし、

法制上も実務上も考えていた。

2. 在外公館等借入金の確認に用いた法律

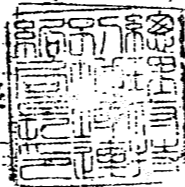
別添調査表(54ページ)に記載のとおりであるが、沖縄については、従来日本政府沖縄事務所と至由にて確認請求とすることができるとはなっていないが、沖縄の本土復帰後については、法律施行令第2条第1項中の「これに、硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)(以下「沖縄」という。)に住所又は居所を有する者については、日本政府沖縄事務所長及び総理府特別地域連絡局長と至由相同とす。」を削除することを。

総務第 8047 号

昭和 47 年 11 月 26 日

外務省大臣官房長 殿

総務府特別地域連絡局長



行政標準に係る復旧準備に関する調査について

先に、8月22日付総務第2910号をもつて意見を求めた琉球政府の国県事務の分離に関する調査について、別冊の如く整理したので、琉球県の国の出先機関及び琉球県の機関とともに送付する。

なお、添付について下記により検討したいのでよろしくお願ひしたい。

記

(1) 琉球政府の国県事務の分離(別冊)について、なお加添訂正を要する場合は、前同と同じ方法により、12月末日までに送付したいこと。(文部省)

(2) 復旧後沖口に設置すべき国政機関についての検討資料として、各省庁の沖口における出先機関について、整理的検討案を作成して、1月末日までに提出されたいこと。(別冊表式)なお県については、琉球政府の協力を得て、日本政府沖縄事務所において作成するものとする。この場合標準的標準とは、(1) 本邦の現行法令を基礎とすること。(2) 現時点における本土の沖縄県及び県の国の出先機関との均衡を考慮して作成することを意味する。従つて現在沖口において実施されていない行政等についても考慮すべきであるが、復旧後における沖口の特別な開発方式に伴う標準等は考慮しないものとする。(文部省)

(3) 別添の復旧時における本邦の法律適用に関する調査については、2月末日までに提出されたいこと。

(4) 別添の沖口及び本邦の政府関係機関等の調査を、12月末日までに提出されたいこと。(文部省)

(5) (2)、(3)及び(4)については、各省庁の意見を総務府で整理した上関係各省庁と更に検討を続ける考えであること。

(6) 各省庁職員による現地調査等については、別途連絡すること。なお別添のとおり沖縄事務所へ通知したので、参考のため添付する。(文部省)

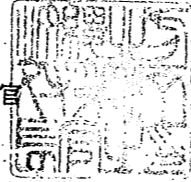
別添 /

沖・北対第 898 号

昭和 45 年 7 月 / 3 日

外務省アメリカ局長 殿

沖繩・北方対策庁長官



沖繩復帰に伴う布告、布令、琉球法令上の行政  
関係罰則についての調査依頼

沖繩復帰の際、現地において施行されていた布告、布令及び  
琉球法令の罰則をどのように扱うかについて、現在司法・法務  
部会において検討をすすめているがその審議の参考資料として  
必要につき、貴省（庁）の所管に関係があると思われる布告、  
布令及び琉球政府の法令中、刑事罰則（みなし公務員規定を含  
む。）のあるすべての法令について、別表（一）ないし（二）について  
所要事項を記載のうえ、8月15日（土）までに御回報願いた  
い。



別表(一)

(復帰後、復帰前の行為等について罰則の適用を認めることを予定している布告、布令)

進行番号	A (布告、布令名)	B (適用を認める範囲)	C (適用を認める理由)	D (復帰前に改められている罰則の効力を認めていないことによる結果を認めていないことによる罰則)	E (備考)

- 注
- 1 適用を認める範囲は、できる限り条文別に記載されたい。
  - 2 適用を認める理由は、できる限り具体的に記載されたい。
  - 3 Ⅱ欄には、罰則関係上参考となることを記載されたい。
  - 4 D欄とは適用を認める経過規定と従前の罰則の条文を記載することとし、適用と認めないものについてはⅡ欄に記載されたい。

別表(二)

(復帰後、復帰前の行為等について罰則の適用を認めることを予定している琉球法令)

進行番号	A (琉球法令名)	B (適用を認める範囲)	C (適用を認める理由)	D (復帰前に改廃された罰則の経過規定及びその罰則)	E (備考)

- 注
- 1 適用を認める範囲は、できる限り条文別に記載されたい。
  - 2 適用を認める理由は、できるだけ具体的に記載されたい。
  - 3 Ⅱ欄には罰則関係上参考となることを記載されたい。
  - 4 Ⅲ欄とは適用を認める経過規定と従前の罰則の条文を記載することとし、適用を認めないものについてはⅡ欄に記載されたい。

写

北1才122号

昭和45年6月24日

沖縄・北方対策庁調整部長殿

外務省アメリカ局長

件名 沖縄復帰対策推進のため  
検討事項について(回答)

引用公・電信  
日付・番号 6月9日付沖・北対才460号

冒頭貴信をとり御依頼のあつた標  
記の件について、本省関係につき、別途  
調書記載のとおり回答いたします。

付録添付  付録郵便  付録郵便  付録郵便  付録郵便(郵)

秘密表示 (朱印)

部数指示	発信用	執務用	信 号
主 信	/	/	2
付			
別			

昭和45年9月12日  
 発信日  
 処理日  
 発信タイプ 検査

文書課 公 信 案 (分類)

公 信 案 番 号 米北1第 269号 公 信 案 日 付 昭和45年9月12日

大 臣 主管 起案 昭和45年9月4日

政務次官  
 事務次官  
 外務審議官  
 外務審議官  
 官 房 長

アメリカ局長  
 参事官  
 北米才一課長

吉川 電話番号 445

協 助 先

官房書記官  
 法令班

旅券課長  
 移住課長

受 信 者 公 信 案 番 号

沖繩・北方対策庁長官 アメリカ局長

寄 附 送 付 先 (添 附 送 付 目)

件 名 沖繩復帰に伴う布告、布令、琉球法令上の  
 行政関係罰則について (回答)

GA-2 12 外務省 12 回覧番号 2082

本件回答は9月中旬までに完了し、10日付で米北1第269号の連絡があり、11日付で米北1第269号の連絡があり、12日付で米北1第269号の連絡あり。

\* 秘密標準 (赤色)

米北1第 209号  
 昭和45年9月12日

沖繩・北方対策庁長官殿

外務省アメリカ局長

(件名) 沖繩復帰に伴う布告、布令、琉球法令上の  
 行政関係罰則について (回答)

引用公・電信 日付・番号 昭和45年7月13日付沖・北対米898号

冒頭貴信を以て調査に依頼があった本件  
 について、本省関係は該当するものは無いこと  
 については回報いたします。

(※印は文書課記人)

\* 付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

秘密表示(赤印)  
**秘**  
無 限

後帰準備令(米北)

付属発信渡

付属空便(行)

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	/	/	2
件 目	米北(米北)		

発送日 昭和45年9月29日  
 発信日 昭和45年9月28日  
 発信 タイプ

文書課長

公 信 案 (分項)

公債 番号	米北1第1265号	公債 日付	昭和45年9月28日
大 臣	主 管	起案	昭和45年9月26日
政務次官	アメリカ局長	参事官	
事務次官		北米第一課長	
外務審議官			
外務審議官			
官房長			

協議先

受信者 在米 牛場大使  
 発信者 保利外務大臣臨時代理

写送付先 (希望発送日)

件 名 琉球政府の本土法適用に関する準備措置に関する資料送付

GA-2 28 233 外務省 回覧番号

(注) 琉球政府関係文書(米北)

\* 秘密標準(赤色)

米北1第1265号  
昭和45年9月28日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

(件名) 琉球政府の本土法適用に関する準備措置  
について資料送付について

引用公・電信  
日付・番号

今般琉球政府の本土法適用に関する準備措置  
 について資料を入手し、同資料は  
 沖繩の本土復帰の際、現行本土法  
 を沖繩に適用するに当りて混乱が生じること  
 あり、その準備について琉球政府の基本的な考  
 考方

\* 付属添付  付属空便  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

おまじめ<sup>おれ</sup>もので、沖繩の後帰準備について  
の参考とおもわれるので、同資料4巻  
一括送付する。